

## 仕 様 書

### 1 業務名称

UR賃貸住宅における団地再生事業の実績等に係る記録・情報発信に関する検討業務

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

### 3 履行場所

原則として受注者の事務所とする

### 4 目的

当業務では、UR都市機構において昭和61年より実施してきた団地再生事業が、事業開始から令和8年度において40周年を迎えたことから、事業の実績や方法などを対外的に発信する内容および手法を検討することを目的とする。

### 5 業務内容

※情報発信資料の構成案については、契約締結後、担当者から配布するものとする。

#### (1) 情報発信資料の掲載内容の検討

UR賃貸住宅における団地再生事業の事例や実績、事業の進め方等を情報発信するための刊行物の内容に係る検討を行う。

#### (2) 情報発信資料の版下の作成

(1)にて検討した掲載内容をもとに刊行物(計8ページ程度)の版下を作成する。

### 6 再委託について

(1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。

①業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等

②解析業務等における手法の決定、及び技術的判断

(2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理、等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、業務請負契約書(以下、「契約書」という。)第4条第2項の規定に基づく書面による発注者の承諾は不要とする。

(3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外について再委託を行う場合は、契約書第4条第2項の規定に基づき書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 上記(2)(3)の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

### 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時

点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 8 成果物（提出物）

- ①報告書 A4判 3部
- ②電子データ 1式 (DVD-R)

なお、成果物の規格、仕様等については、都市再生機構の指示者と協議するものとする。提出するデータはオリジナルデータに加え、報告書形式のPDFデータも作成すること。納品前にデータ保存方法等について機構担当者と協議すること。

## 9 その他

- (1) 本業務により作成された成果物について、著作権、特許権、実用新案権等が生じるときは、その権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 本業務に係る成果物等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に適合したものとする。
- (3) 法令、条例等の関係諸法規を厳守すること。
- (4) 仕様書に記載のない事項、疑義等が生じた場合は、その都度UR担当者と協議すること。

以上